

指定給水装置工事事業者 指定・更新時確認書

(宛先) 高槻市企業管理者

年 月 日

氏名又は名称

代表者氏名

給水装置工事事業者の業務内容

| | | |
|--|-----------|---------|
| 事業所の名称 | | |
| | | |
| 事業所の住所 | | |
| | | |
| 休業日、営業時間、修繕対応時間 (該当部にチェック及び記入してください。) | | |
| 休業日： <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝祭日 <input type="checkbox"/> その他 () ※長期連休中の不定期な休業日は除く | 営業時間： | 修繕対応時間： |
| 連絡先 | | |
| 事業所の電話番号 | 修繕対応の電話番号 | |
| | | |
| 修繕対応可能な業務内 (該当部にチェックしてください。) | | |
| <input type="checkbox"/> メーター上流側の埋設部の修繕 <input type="checkbox"/> メーター下流側の埋設部の修繕 <input type="checkbox"/> 屋内の修繕 <input type="checkbox"/> 対応不可 | | |
| 対応工事種別 (該当部にチェックをつけてください。) | | |
| 配水管からの分岐 ～ メーター (<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造) メーター ～ 屋内給水装置 (<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造) | | |
| その他 | | |
| | | |

- ※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに水道事業者へその旨を届け出るようお願いします。
- ※ 複数の事業所を登録する場合は、登録する事業所毎に提出を行うこと。
- ※ 本確認書の記載事項はホームページ等への公表対象ではありません。

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

| 受講者名 | 研修会名、実施団体 | 受講年月日 |
|------|-----------|-------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

- ※ 外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
- ※ 自社内研修については、研修内容を記載してください。
- ※ 行数が足りない場合は必要に応じてコピー等してください。
- ※ 本確認書の記載事項はホームページ等への公表対象ではありません。

過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事实績がない場合は、直近の状況を記載してください。

| 技能を有する者の氏名 | 配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか(○×を記入) | 資格等を有しているか(○×を記入) | | 工事年度 |
|------------|---|-------------------|--|------|
| | | 保有している資格等※ | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

※ 以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

※ 資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

※ 「配水管からの分岐～メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

※ 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

※ 本確認書の記載事項はホームページ等への公表対象ではありません。